

産業建設委員会記録

開会年月日	令和4年3月18日
開会時刻	午前11時28分
閉会時刻	午前11時43分
出席委員名	◎上村和生 ○井村貴志 三野泰嗣 川口 浩
	北村 勝 野崎隆太 野口佳子 宿 典泰
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	三野泰嗣 川口 浩
担当書記	森田晃司
審査案件	議案第54号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第15号）（産業建設委員会関係分）
	議案第56号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）（産業建設委員会関係分）
説明員	産業観光部長、産業観光部参事、商工労政課長
	その他関係参与

審査経過

上村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に三野委員、川口委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、本日の本会議において審査付託を受けた「議案第54号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第15号）中、産業建設委員会関係分」外1件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時28分

◎上村和生委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、三野委員、川口委員の御兩名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、休憩前の本会議におきまして産業建設委員会に審査付託を受けました「議案第54号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第15号）中、産業建設委員会関係分」及び「議案第56号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中、産業建設委員会関係分」であります。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【議案第54号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第15号）（産業建設委員会関係分）】

◎上村和生委員長

それでは、「議案第54号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第15号）中、産業建設委員会関係分」を御審査願います。

議案第54号の補正予算書12ページをお開きください。

款5 労働費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようでありますので、款5 労働費の審査を終わります。

次に、14ページをお開きください。

款 8 観光費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、款 8 観光費の審査を終わります。
以上で議案第54号中、産業建設委員会関係分の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第54号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算（第15号）中、産業建設委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第56号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）（産業建設委員会関係分）】

◎上村和生委員長

次に、「議案第56号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中、産業建設委員会関係分」を御審査願います。

議案第56号の補正予算書の14ページをお開きください。

款 5 労働費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、款 5 労働費の審査を終わります。

次に、16ページをお開きください。

款 7 商工費を款一括で御審査願います。

御発言ありませんか。

川口委員。

○川口浩委員

商工業振興費、新型コロナウイルス感染症経済対策事業、(3)のEC販路開拓支援事業のうち、ECサイトの開設・改修・出店補助金についてお伺いしたいんですけども、これ、具体的に出店の件数ですとか、補助金額というのを教えていただけないでしょうか。

◎上村和生委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

補助金額につきましては、ECサイトの開設、それからいわゆるモール、そういったところに出店いただくための費用をそういったあたりを補助対象経費と考えておまして、その補助率3分の2で補助上限20万円を想定しております。

件数としては、先ほどちょっと答弁させていただきましたように新規の出店開設が一応20件、それから改修のほうで50件を想定して合計70件ということで見込んでおります。以上でございます。

◎上村和生委員長

川口委員。

○川口浩委員

申請の要件として、コロナによる売上げの急減とか、そういったことは含まれているんですか。あるいはコロナに関係なく申し込めるという理解でよろしいでしょうか。

◎上村和生委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

特にそのコロナでというところは考えておりません。

新たにそういったところにチャレンジいただくところとを後押ししたいというふうに考えております。

◎上村和生委員長

よろしいですか。

宿委員。

○宿典泰委員

1点だけちょっとお伺いしたいと思います。

伊勢のお店応援商品券事業というのがプレミアム率30%ということで御説明もあって、全協でもいろいろお話しがあったんですけど、たしか前回もプレミアムのときに議論があったかも分かりませんが、前回のときの資料は持ってみえるんですかね。

何を聞きたいかっていうと、そのときの伊勢市内の経済効果がちょっとどんな数値になったのか、今回のプレミアム付のこの商品券でまた違う形で、商品券を紙媒体だけじゃなくて、電子商品券ということですので、それが広がりがあるのかなのか、これはやってみやんと分かんとは思うんですけど、その経済効果についてどのように考えてるかちょっと教えてください。

◎上村和生委員長

どちらさんですか。

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

失礼いたしました。

前回の令和3年度に実施させていただきました商品券でちょっと御説明申し上げますと、地元の魅力再発見・店舗応援商品券という形でさせていただきました。このときもプレミアム率30%で同じ1冊5,000円で6,500円分、発行分としましてはちょっと感謝の気持ちお届け事業のほうと合わせての実施となっておりますので、発行冊数としては16万3,500冊ということで、発行させていただきました。

ちょっとまだ精算のほうは全て終わっておりませんもので、年末まで使っていただきまして今、現在精算中ですので、利用率等々がまだちょっと出てないので申し訳ございませんけれども、発行した冊数そのものは全部完売をさせていただいたところでございます。ちょっとやはりその購入された方が使われずにまだお持ちになつとる、使い忘れなのかちょっとその辺が定かではございませんが、そういった部分がございますので、発行した部分が全て消費に回ったかというところがちょっとこれからまだ精算後に出てくる部分でございますので、また、決算等々で御報告させていただければというふうに考えております。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿典泰委員

ぜひ、これもう3億700万円も使うということですから、その経済効果として、その何倍も伊勢市の経済としては効果があったんやというようなことを我々知りたいわけですよ。

購入してもらったプレミアム券をそのまま売れるだけなら、それは、今までちょっとこのコロナで売れなかったものが売れる話だけなんやけども、やっぱりついで買いというのが相当あるんやとちゃうかなと、出かけて行ってね、商品券はあるんだけど、それ以上の購買力っていうのか、それをちょっと後押ししたとか、そういうことになって、全体的には、これぐらいの経済効果が見込めたんやということやないと、これ何回やってもどういふ助けになっておるのかっていうかちょっと見えにくい部分があるので、そのあたりは令和3年度はまだ見えてないということなので、これは仕方ない話ですけど、やる限りは、そういうところのチェックもちゃんとしていただいて、次につなげてもらわないかんと思うんですけど、そのあたり答えてください。

◎上村和生委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

委員仰せのとおり、やはり市内の事業者さんで買い回っていただいて、さらに追加の分の消費というところも必要になってこようかと思えます。またそのあたりは、関係団体等とも連携しながら、より消費の喚起につながっていくようにまた情報発信等々も含めまして行っていきたいというふうに思います。以上です。

◎上村和生委員長

よろしいでしょうか。

他に御発言は。

野崎委員。

○野崎隆太委員

一点だけお聞かせください。

ECサイトはもう先ほど言いましたのでいいとして、伊勢市版地域経済復活支援金のごとでちょっと聞きたいんですけども、当然、僕らはその資料を見て理解はしてるので、意味も分かるんですけど、これ、資料を見るとその上限が個人10万円、法人20万円と書かれていますよね。その上には「受給した三重県地域経済復活支援金と同額」ってことで記載があるんですけども、当然御存じのとおり、三重県の地域経済復活支援金は、中小法人であれば30万円が上限、個人事業主で15万円が上限なので、意味は分かるんですけど、上限って書いてあるので、だけど実際これ同額じゃないっていうのは、同額じゃないんですよ。あとはある意味で売上げがたくさん減ってる場所は減額をされて、売上げがそこまで減ってない、20万円まで止まってる場所は満額もらえるっていうような形なので、言いようによってはですけど、より困ってる場所は何か知らんけど減額されたっていうような形にもちょっと見えるんですけども、その辺りちょっと考え方だけ教えてください。

◎上村和生委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

支援金の関係ですけれども、今回国のほうも現在支援金のほうが実施されておまして、そちらと連携する形で三重県のほうがこの三重県地域経済復活支援金ということを行っております。

私どもとしましては、まずはその手続が簡素化できるようにということで、県の支援金を受けていただいた方には、支援金を併せてお支払いしますという形で事業立て付けをさせていただきました。その中で、先ほどおっしゃっていただきましたように、三重県の上限額と市の上限額が違うというところでちょっと確かに混乱を来しそうな部分ということで私も正直懸念をしておりますので、事業周知をさせていただく際にはこのあたりをしっかりと記述をした上で、混乱を招かないようにはしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

◎上村和生委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

上限額の違いというか、例えば売上げがより減ったところは減額されるというあれですけども、例えばその申請額が20万円以下の中小法人であれば20万円満額もらえる形になるんですけど、売り上げ減が大きい企業は県では30万円もらえるわけですよ。だけど売上げ減が大きいにもかかわらず、市に行くとも減額されるっていう形になるので、予算が決まっていて、ある程度多くの事業者に配分するためにこうなりましたっていうのは、恐らくあるんでしょうけども、ただ形としてはより困っているところはなぜか減額されたっていうことにつながりかねへんので、その辺りをもうちょっときちっと御説明をいただければなと思うんですけど、もう一度御答弁を頂いてよろしいですか。

◎上村和生委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

失礼いたしました。

冒頭申し上げましたとおり国のほうの支援金のほうもございますので、そちらと併せての受給ということである程度、全体として減収した分について補填がなされていくものというふうに理解をさせていただいております。

ただ、おっしゃっていただきましたとおり私どもとしましても予算規模等もございますので、ちょっと一定の上限額を設けさせていただいたというのが、ちょっと心苦しい部分でございますけども、その辺については御理解を賜りたいと思います。以上です。

◎上村和生委員長

他に御発言はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

発言もないようですので、款7商工費の審査を終わります。

次に、18ページをお開きください。

款8観光費を款一括で御審査願います。

御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、款8観光費の審査を終わります。

以上で議案第56号中、産業建設委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第56号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中、産業建設委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で、付託案件の審査は全てを終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査を終わりましたので、これをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時43分

上記署名する。

令和4年3月18日

委員長

委員

委員